

## 役員候補者選考規程

### 第1条 (目的)

本規程は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下「FJE」という。）定款第11条第1項(1)に定める役員となる候補者の選考について定めることを目的とする。本規程に従って役員の候補者となった者は、定款第12条第1項の社員総会決議により選任されて初めて役員となる。

### 第2条 (定義)

本規程において、役員とはFJEの理事及び監事を指すものとする。

### 第3条 (役員選考委員会の設置)

1. FJEは、役員候補者を選考するため、役員候補者選考委員会（以下「委員会」という）を設置する。
2. 委員会は、社員総会で選任される理事及び監事の候補者の選考を行い、役員の改選を行う定時社員総会に付議する議案を決定する理事会までに、候補者を答申することを任務とする。
3. 委員会は、少なくとも役員改選の定時社員総会の6ヶ月前までに理事会決議にて組成され、理事会への答申まで存続する。
4. 委員会の運営を円滑に行うため、委員長が作業補助者を指名することができる。
5. なお、役員の改選を行う定時社員総会以外で役員を選任する場合には本規程の定めによらない。

### 第4条 (委員会委員の選出)

1. 委員会を構成する委員は、以下の視座を持った人物であることを要件とする。
  - (1) 協会運営に関する多様な視点・課題を理解している。あるいは中期計画などの情報を得て理解することができる。
  - (2) 運営に必要な人材能力要件を定義することができる。
  - (3) 多様な人材を推薦することができる。
2. 委員会の構成は理事が過半数を超えてはならず、以下のとおりとする。
  - (1) 正会員より異なる性別を含む計3名。
  - (2) 理事より異なる性別から1名ずつ計2名。
  - (3) 直近4事業年度以内に日本代表として試合に出場した者より異なる性別から1名ずつ計2名
  - (4) 手続きの公平性の観点からガバナンス・法律知識のある有識者1名
  - (5) 経営的観点で経営者、他のスポーツ団体の役員経験者などから有識者1名
3. 前項の委員の選出方法はそれぞれ以下のとおりとし、本人の許諾を得た上で理事会に答申する。
  - (1) 正会員の中から互選により決定
  - (2) 理事の中から互選により決定
  - (3) アスリート委員会の推薦により決定
  - (4) 統括団体等からの紹介を受けるなどにより正会員の合議により決定
  - (5) 理事会が候補者を数名リストアップし正会員の合議により決定

### 第5条 (委員会)

1. 委員会には委員長を1名、委員の互選により決定する。委員は再任を妨げない。
2. 委員会は原則として委員長が必要に応じて招集する。但し他の委員が招集することを妨げない。
3. 決議は半数以上の出席と過半数以上をもって採決とする

#### 第6条 (委員会の手続き)

1. 委員会は、理事に関しては公平性と質の高い人選のため、概ね以下の手続きを経るものとする。
  - (1) 協会業務の理解・課題の抽出
  - (2) 上記に関するカテゴリと選考基準(能力や達成目標・業務量目安)の設定と公表(別表1イメージ)
  - (3) 推薦することができる人・組織の対象範囲の検討
  - (4) カテゴリ別の推薦者・立候補者の受付フォームの策定と運用(別表2イメージ)
  - (5) 候補者リスト(ロング)の作成
  - (6) 書類選考及び面談を通じて候補者の絞り込み
  - (7) 選考制限など踏まえ候補者が不足する場合、再募集もしくは推薦
  - (8) 候補者リスト(ショート)の作成
  - (9) 候補者から意向確認書を入手する。必要に応じて、希望者には理事会傍聴を許可。
  - (10) 候補者に許可の上、候補者リスト(最終)の確定とその根拠となる説明を付し理事会へ答申
2. 委員会は、前項2号4号に関して、少なくとも理事会、全日本学生フェンシング連合、全国高等学校体育連盟フェンシング専門部、日本フェンシング・アスリート会議、正会員及び個人登録会員に対して、理事推薦者・立候補者の受付を開始したことを書面により告知する。
3. 全日本学生フェンシング連合、高等学校体育連盟フェンシング専門部及び日本フェンシング・アスリート会議は、各団体の内部規定に従い、それぞれ団体として1名の理事の候補者を推薦することができる。
4. 委員会は、監事に関しては第6条1項の手続とは別に法律や会計などガバナンスの観点から適切な人選を行い、候補者に許可の上、候補者リスト(最終)の確定とその根拠となる説明を付し理事会へ答申する。
5. 委員会は、理事の候補者の中に会長として推薦したい者がいる場合は、その旨付すことが出来る

#### 第7条 (理事候補者選考の制限)

1. 理事の候補者は、次のいずれかの要件に該当してはならない。
  - (1) 当該理事が選任される社員総会が開催される年の1月1日現在において22歳未満の者、又は75歳を超える者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 選任によって理事としての連続した在任期間が8年を超えることが想定される者
  - (5) 理事を退任してから4年を経過しない者
2. 理事候補者の構成は原則として、いずれかの性別割合が60%を超えないようにする。
3. 理事候補者の構成は原則として、外部理事割合が25%以上となるようにする。

4. 前項の外部理事とは最初の就任時点で、以下のいずれにも該当しない者を指す。

ア) FJE と下記の密接な関係があるもの

- ・過去4年間の間に当該団体の役職員又は評議員であった
- ・FJE と加盟、所属関係等にある都道府県協会と等の役職者である
- ・FJE の役員又は幹部職員の親族（4親等以内）である

イ) フェンシングにおける我が国の代表選手として国際大会への出場経験がある、又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者

ウ) 指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、フェンシングの指導者として特に高い指導実績を有している者

#### 第8条（理事会の権限）

委員会は理事会に役員候補者の答申を行う際には、手続きや選出根拠についての説明責任を負う。答申を受けた理事会は、説明責任を果たしているかどうかの観点で、手続きや選出根拠を尋ねることは出来るが、人選について変更を起案することはできない。

#### 第9条（協会内の規程の整合性）

本規程の制定をもって、「理事候補者の選出規程」は廃止とする。

2021年1月30日 制定